

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休みの日
は、翌日
の翌日)

目 次

◇ 告 示 町等の区域の変更等(地方課)

土地改良区の役員の就退任(農村整備課)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(〃)

土地改良事業の認可(〃)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(〃)

保安林の指定の解除予定(三件)(造林課)

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについて
の同意を求めるための発起人の届出(水産課)

土地収用法による事業の認定(管理課)

土地区画整理法による換地処分(都市計画課)

◇ 教委告示 定例教育委員会の招集(総務課)

◇ 正 誤 平成二年九月四日付鳥取県公報第六千九百九十九号中訂正

告 示

鳥取県告示第八百五十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。
この町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地区画整理法(昭和二十九年法律第一百十九号)第三百条第四項後段の規定による鳥取新都市土地区画整理事業(第二―二工区)の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成二年十月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する
町及び字の名称

若葉台南六丁目

同上の区域(平成二年四月二十七日現在の地番による。)

若葉台南六丁目の全域

香取字元結堤ノ下三一の九、三七の八、三七の一〇

香取字奥袋谷五二の一、五二の三の一部及びこれらと一体
をなす国有地

香取字袋谷五三の二、五四、五五の一、五五の二、五六の

一から五六の三まで、五七、五八の一、五八の二、五九、
六一の一部、六二、六三、六四の一、三七七の一及びこ
れらと一体をなす国有地

香取字袋谷口六五の一、六五の五、六六の五、六七の六、
六七の一〇

香取字元結口三七三の二の一部

香取字元結深谷三七八の二六から三七八の二八まで、三七
八の三一、三七八の三二、三七八の三三の一部、三七八の
三四、三七八の三五

香取字元結堤ノ下	香取字元結谷丸山三七六の一
香取字奥袋谷	香取字元結堤ノ下のうち三一の九、三七の八、三七の一〇以外の区域
香取字袋谷	香取字奥袋谷のうち五二の一、五二の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
香取字袋谷口	香取字袋谷のうち五三の二、五四、五五の一、五五の二、五六の二から五六の三まで、五七、五八の一、五八の二、五九、六一の一部、六二、六三、六四の一、三七七の二一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
香取字元結口	香取字袋谷口のうち六五の一、六五の五、六六の五、六七の六、六七の一〇以外の区域
香取字元結深谷	香取字元結口のうち三七三の二の一部以外の区域
廃止する字の名称	香取字元結谷丸山

鳥取県告示第八百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり小田南部土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成二年十月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

理事 丸 山 隆 司 岩美郡岩美町大字外邑六一

平成二年三月二十四日退任

就任した役員の名及び住所

理事 丸 山 道 一 岩美郡岩美町大字外邑二三九一一

平成二年三月二十五日就任 任期平成三年八月二十二日まで

鳥取県告示第八百五十二号

北条町が行う土地改良事業（団体営農道整備事業島地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年十月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年十月二十九日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、用瀬町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業鷹狩地区農業用排水）を平成二年十月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年十月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百五十四号

赤碕町が行う土地改良事業に係る山川地区第一工区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年十月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年十月二十九日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百五十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二年十月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市生山字洞道谷五七六の五、字奥岩丸木五八一の五、字小狼谷

五八四の七、海蔵寺字赤坂五五の二一

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

二1 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市生山字細谷五三二の二、五三二の三、字蝦谷五五九の三、字

治郎谷五六六の五、五六六の六、五六六の九、字献上谷五七〇の三、

五七一の三

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第八百五十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

平成二年十月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市河内字大吹一四六二の三六（次の図に示す部分に限る。）、一
四六二の五〇から一四六二の五二まで

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取市
役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百五十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

平成二年十月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東郷町大字羽衣石字西山ノ神一二〇四の五（次の図に示す部分
に限る。）、一二〇四の五一、一二〇四の五二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び東郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百五十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条の二第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定に基づき、発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第百八条の二第三項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第三項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

平成二年十月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

加入区	漁業の区分
境港加入区	機船船びき網漁業

鳥取県告示第八百五十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり

告示する。

平成二年十月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

赤碕町

二 事業の種類

赤碕町総合運動公園整備事業

三 起業地

1 収用の部分 東伯郡赤碕町大字松谷字向山、字長谷頭及び字長谷並

びに大字別所字狐谷及び字狐谷野地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

赤碕町役場

鳥取県告示第八百六十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定に基づき、地域振興整備公団から鳥取新都市土地区画整理事業（第二十二工区）施行地区の宅地について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項後段の規定により告示する。

平成二年十月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十九号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成二年十月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

- 一 日時 平成二年十一月一日(木) 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町二丁目二七一 鳥取県庁教育委員会委員室
- 三 議題
 - 1 平成二年度教育表彰について
 - 2 その他

正 誤

平成二年九月四日付鳥取県公報第六千九百九十九号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁七
段下
誤 鳥取県選挙管理委員会告示第五十八号

正 鳥取県選挙管理委員会告示第五十七号の二
頁八
段上
誤 鳥取県選挙管理委員会告示第五十九号
正 鳥取県選挙管理委員会告示第五十七号の三

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円(送料を含む。)】